

本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議 提出資料一覧

	提出書類	都市計画法第3 2条の協議書提出 前	都市計画法第3 2条の協議書提出 と同時、又は 協議終了後
様式	本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議書 (様式第1号)		
1	宅地開発地の案内図 (別表第1の作成要領による)		
2	宅地開発地の土地の公図の写し (別表第1の作成要領による)		
3	宅地開発地の土地の登記全部事項証明書の写し		
4	宅地開発地の土地の求積図 (別表第1の作成要領による)		
5	宅地開発地の現況図 (別表第1の作成要領による)		
6	宅地開発地の土地利用計画平面図 (別表第1の作成要領による)		
7	宅地開発地の排水施設計画平面図 (別表第1の作成要領による)		省略可
8	宅地開発地の道路横断面図 (別表第1の作成要領による)		省略可
9	宅地開発地の排水施設構造図 (別表第1の作成要領による)		省略可
10	宅地開発地の道路・排水施設の計画縦断面図 (別表第1の作成要領による)		省略可
11	現況写真		

【注意】

※都市計画法第32条の規定による事前協議の協議書提出前、又は同時提出の場合、同条による事前協議により添付書類の内容に変更が生じた場合、結果通知前であれば書類の差し替え、結果通知後であれば「本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付変更事前協議書(様式第3号)」を提出してもらう必要がある。

本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付変更事前協議 提出資料一覧

	提出書類	
様式	本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付変更事前協議書 (様式第3号)	
1	変更しようとする理由を示す書面	
2	変更事項の新旧対照表	
3	変更箇所が確認できる図面	

本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付申請 提出資料一覧

	提出書類	都市計画法第29条の開発許可前の提出	都市計画法第29条の開発許可後の提出
様式	本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付申請書 (様式第5号)		
1	宅地開発地の案内図 (別表第1の作成要領による)		
2	事業者の住民票の写し (法人にあつては、法人の登記全部事項証明書)		
3	参考評価額宅地㎡当の額を記載している土地評価証明書		
4	本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議結果 通知書の写し		
5	宅地開発地内権利者一覧 (様式第6号)		
6	事業の施行等の同意書 (様式第7号)		
7	宅地開発地の土地の公図の写し (別表第1の作成要領による)		
8	宅地開発地の土地の登記全部事項証明書の写し		
9	宅地開発地の土地の求積図 (別表第1の作成要領による)		
10	宅地開発地の現況図 (別表第1の作成要領による)		
11	宅地開発地の土地利用計画平面図 (別表第1の作成要領による)		
12	宅地開発地の排水施設計画平面図 (別表第1の作成要領による)		省略可
13	宅地開発地の道路横断面図 (別表第1の作成要領による)		省略可
14	宅地開発地の排水施設構造図 (別表第1の作成要領による)		省略可
15	宅地開発地の道路・排水施設の計画縦断面図 (別表第1の作成要領による)		省略可

16	現況写真		
17	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		

**【注意】**

※都市計画法第26条の規定による開発許可前、又は開発許可申請中の提出の場合、同条による開発許可申請による指摘により添付書類の内容に変更が生じた場合、交付決定前であれば書類の差し替え、交付決定後であれば「本庄市まちなか再生宅地開発補助金変更（中止）申請書（様式第9号）」を提出してもらう必要がある。

本庄市まちなか再生宅地開発補助金変更（中止）申請 提出資料一覧

	提出書類	
様式	本庄市まちなか再生宅地開発補助金変更（中止）申請書 （様式第9号）	
1	交付申請意の添付書類のうち、変更に係るもの （中止の場合は不要）	
2	その他市長が必要と認める書類等	

本庄市まちなか再生宅地開発補助金完了実績報告 提出資料一覧

	提出書類	開発許可事業で ない場合	開発許可事業で ある場合
様式	本庄市まちなか再生宅地開発補助金完了実績報告書 (様式第 1 1 号)		
1	公共施設引渡書 (様式第 1 2 号)		省略可
2	宅地開発地の案内図 (別表第 1 の作成要領による。)		
3	宅地開発地の土地の公図の写し (別表第 1 の作成要領による)		
4	公共施設の新旧対象図		
5	宅地開発地の土地の求積図 (別表第 1 の作成要領による)		
6	道路管理者と協議を行った出来形図		
7	登記嘱託申請書に必要な書類		省略可
8	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		

別表第 1

図面名称	縮尺	明示する事項	備考
1 案内図	2,500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)宅地開発地区域 (朱書)	作成者記名押印
2 公図の写し	600 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)宅地開発地区域 (朱書)	
3 求積図	500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)座標一覧	座標法による 作成者記名押印
4 現況図	2,500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)地形 (標高差 2m の等高線、BM の位置と高さ、縦横断面線 (20m 方眼線) の交点と高さ) (4)宅地開発地区域 (朱書) (5)開発区域内及び周辺 (20m 程度) の公共施設の状況	作成者記名押印
5 土地利用計画平面図	1,000 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域の境界 (朱書) (4)公共施設の位置及び形状 (5)予定建築物等の敷地の形状 (6)予定建築物等の用途 (7)公益的施設の位置 (8)道路の位置、形状、幅員及び勾配 (9)道路・排水施設の縦断測点 (10)BM の位置及び高さ	作成者記名押印
6 排水施設計画平面図	500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)排水区域の区域界 (4)排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法 (管径)、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	作成者記名押印

7 道路横断面図	50分の1以上	(1)縮尺 (2)路盤・基層・表層の構成 (3)道路側溝の位置、形状及び寸法 (4)埋設管の位置、形状及び寸法	作成者記名押印
8 排水施設構造図	50分の1以上	(1)縮尺 (2)排水施設構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水桝、吐口等)	作成者記名押印
9 道路・排水施設の計画縦断面図	H=100分の1以上 L=500分の1以上	(1)縮尺 (2)測点 (3)単距離 (4)追加距離 (5)地盤高 (6)計画高 (7)勾配 (8)DL(基準線) (9)人孔の記号種類、位置、管径、土被り、管底高	測点距離は標準として20mとする  作成者記名押印